

貸切バスの運賃・料金のしくみ

◀ お客様の安全・安心のために ▶

貸切バスの運賃・料金の制度が変わりました

新たな運賃・料金制度について

- 合理的でわかりやすい「時間・キロ併用制運賃制度」になりました。
- バス会社は、運輸局に運賃・料金(上限・下限)の届出が義務付けられています。
- 運賃・料金等は、届出た運賃・料金の範囲内で頂きます。
- 下限運賃を下回ると違反となり行政処分されます。

- 貸切バス事業の経営には、人件費・燃料費・修繕費・保険料等の経費が掛かります。
- 新しい運賃・料金制度は、これらの安全コストを適切に反映しています。
- 安全・安心な輸送サービスを提供するために皆様のご理解をお願いします。

公益社団法人 広島県バス協会

貸切バスの運賃・料金の計算方法

1. 運賃(時間制運賃+キロ制運賃)

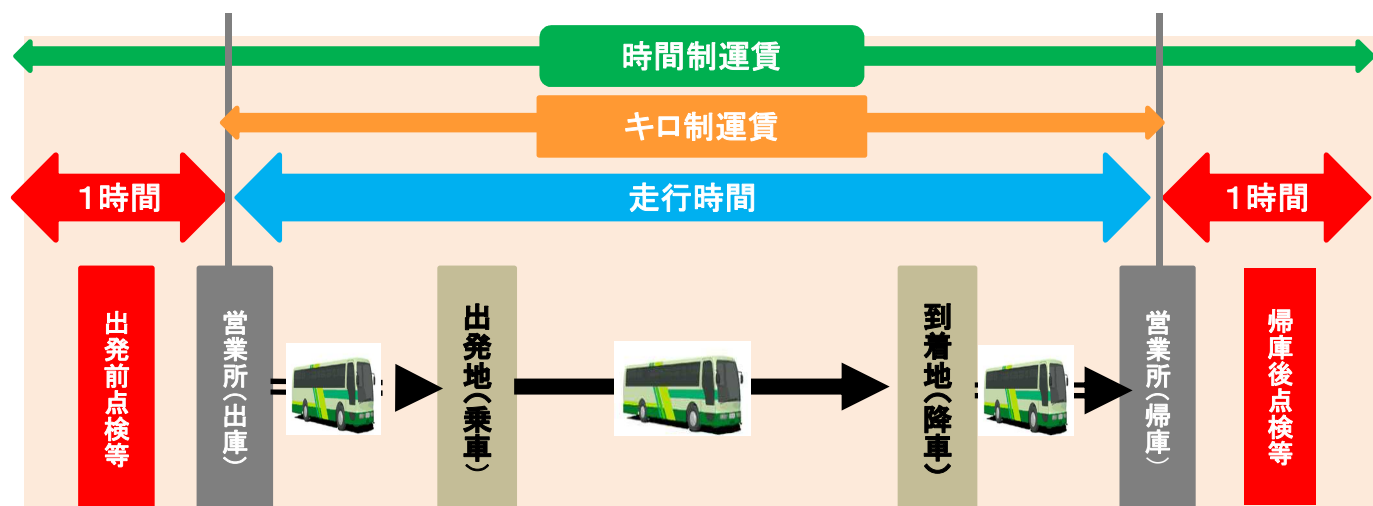
時間制運賃 = (走行時間 + 2時間) × 時間単価

最低3時間 出庫前(1時間) 30分未満切捨
帰庫後(1時間) 30分以上切上

+

キロ制運賃 = 走行キロ × キロ単価

※10キロ未満は10キロに切り上げ
※出庫から帰庫までの回送を含めた距離



2. 料金(交替運転者配置料金+深夜早朝運行料金+特殊車両割増料金)

① 交替運転者配置料金

法令により、実車距離(乗車地点から降車予定地点までの距離)が原則500km(午前2時から午前4時にかかる夜間運行の場合は原則400km)を超える場合又は運転時間が原則9時間を超える場合は、交替運転者の配置が必要になります。

交替運転者の配置が義務付けられる場合、及び、交替運転者の配置について運送申込者と合意した場合には、交替運転者配置料金(上限・下限の範囲内で計算した額)が適用されます。

② 深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間(回送時間を含む)が含まれた場合、含まれた時間に係る「1時間あたりの運賃」及び「交替運転者配置料金の1時間あたりの料金」については、2割増以内の割増料金となります。

③ 特殊車両割増料金

以下の車両については、5割増以内の割増料金を適用することができます。

- ・ 標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両(サロンカー・リフト付きバス等)
- ・ 「当該車両購入価格を座席定員で除した単価」が「標準的な車両購入価格を標準的な座席定員で除した価格」より70%以上高額である車両

3. 実費

- ◎ ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料、その他運送以外の経費が発生した場合は旅客の実費負担となります。

貸切バスの運賃 = 1. 運賃 + 2. 料金 + 3. 実費

※ 別途消費税がかかります

中国運輸局管内における運賃・料金の額

平成26年3月27日中国運輸局公示						
				(単位:円)	参考	
				上限額	下限額	上限額 下限額 の中間額
運賃	キロ制運賃	大型車	210	150	180	
		中型車	180	130	150	
		小型車	150	110	130	
	時間制運賃	大型車	7,230	5,010	6,120	
		中型車	6,100	4,230	5,160	
		小型車	5,240	3,630	4,430	
料金	交替運転者 配置料金	キロ制料金 (1kmあたり)	40	30	30	
		時間制料金 (1時間あたり)	2,770	1,920	2,340	
	深夜早期運行料金	時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割増以内			10円未満は切り捨て	
	特殊車両割増料金	運賃の5割増以内				

1. 運賃の割引

①身体障害者福祉法、知的障害者福祉法の適用を受ける者の団体
→3割引

②学校教育法による学校(大学および高等専門学校は除く)に通学又は、通園する者の団体
→2割引

※ただし、①・②ともに割引いた額が下限を下回る場合は、下限を限度額とします。

2. バスの種類

【大型車】

車両の長さ9m以上又は旅客席数50人以上

【中型車】

大型車、小型車以外のもの

【小型車】

車両の長さ7m以下で、かつ旅客席数29人以下

○ 上限・下限運賃適用の目安

・上限=繁忙期(4月~6月)(9月~11月) ・下限=閑散期(1月~3月)
(土・日・祝日は除く)



安全運行のために

1. 行程検討の際の留意点

○ 旅行の行程は、貸切バスの運行速度、運転者の運転時間や休憩時間を決定するものであり、法定速度の遵守や過労運転防止等の観点から輸送の安全に直結しますので、貸切バス事業者と次の点について事前の打ち合わせをすることが重要です。

- ① 予定走行距離・見込まれる運行速度
- ② 所要時間(旅行日の道路の混雑具合も考慮する必要があります)
- ③ 休憩場所、休憩時間
 - ・ 運転者の連続運転は4時間が限度です。(4時間につき30分の休憩が必要)
 - ・ 1日の運転時間は2日平均で9時間が限度です。
 - ・ 1日の拘束時間は13時間以内が基本です(最大でも16時間が限度)
 - ・ 翌日の始業まで、原則8時間以上空けなければなりません。

2. 貸切バス事業者の選定に関する留意点

○ 貸切バス事業者の選定については、ともすると価格中心の選定となりがちですが、利用者の生命・身体の安全確保は何よりも優先されるべきものであり、単純な価格比較にとどまらず、安全性を評価した選定が望まれます。安全性など貸切バス事業者を選定する際の評価要素として参考になる情報には、次のものがあります。

- ① 国土交通省の行政処分情報 [URL://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgt-bin/search.cgt](http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgt-bin/search.cgt)(国土交通省)
 - ② 貸切バス事業者安全性評価認定制度 [URL://www.bus.or.jp/safety/index.html](http://www.bus.or.jp/safety/index.html)(日本バス協会)
 - ③ 任意保険の加入状況の確認(対人:無制限・対物200万円以上)
 - ④ 運送引受書の内容確認(運賃・旅行行程等必要事項が記載されているか)
- ※ 運送申込みに必要な事項は(貸切バス事業者と相談のうえ)利用者をご記入下さい。
(広島県バス協会のホームページに見本書類があります)



貸切バス事業者安全性評価認定制度(セーフティバス)をご存じですか？

「SAFETY BUS(セーフティバス)」マークは、貸切バスをご利用されるお客様が安心してバス会社を選択できるよう、安全に対する組織状況が優良なバス会社であることを示すシンボルマークです。

具体的な計算例

ケース1 広島空港～広島・岩国周遊～関西国際空港 日帰り 中型車(ツーマン)

■運賃(時間単価×運賃・料金算出時間 + キロ単価×走行距離)

@5,160(中間)×20時間 + @150(中間)×960km(※) = 247,200円

◆交替運転者配置料金[実車キロが原則500km超(昼間)の場合、交替運転者の配置基準によりツーマン運行]

@2,340(中間)×20時間 + @30(中間)×960km(※) = 75,600円

◆深夜早期運行料金[22時以降翌朝5時までの間に点呼・点検時間、走行時間が含まれた場合適用]

3時間30分(22:00～1:30) + 7:30出庫～8:30広島空港～広島・宮島周遊～19:00関西国際空港～1:30帰庫(走行時間:18時間)

→ 運賃・料金算出時間 20時間 走行距離 954km(うち実車 530km)

1時間(帰庫後の点呼・点検時間) = 4時間30分 → 5時間(※)

@5,160円(中間)×5時間×20% = 5,160円以内(時間制運賃)

@2,340円(中間)×5時間×20% = 2,340円以内(交替運転者配置料金の時間制料金)

運賃・料金額 322,800円～330,300円(税別)

※運賃・料金は上限・下限の中間の額で算定

ケース2 米子空港～鳥取・鳥根周遊～米子空港 1泊2日 大型車(ワンマン)

・ 1日目 8:00出庫～8:30米子空港～16:00玉造温泉旅館着(走行時間:8時間)

→ 運賃・料金算出時間:10時間 走行距離:160km

・ 2日目 8:00旅館発～鳥取・鳥根周遊～19:30米子空港～20:30帰庫(走行時間12時間30分)

→ 運賃・料金算出時間:14時間30分 走行距離:350km

■運賃(時間単価×運賃・料金算出時間 + キロ単価×走行距離)

@6,120(中間)×25時間(※) + @180(中間)×510km = 244,800円

運賃額(料金なし) 244,800円(税別)

※運賃・料金は上限・下限の中間の額で算定

1. 運賃・料金の単価

・ 中国運輸局公示の運賃・料金の上限額と下限額の間で設定します。

2. 計算の条件

- ・ 走行時間は出庫から帰庫までの時間で待機・回送時間を含みます。
- ・ 運賃・料金算出時間には出庫前・宿泊場所出発前及び帰庫後・宿泊場所到着後の運転者への点呼、車両の点検時間として1時間ずつ合計2時間が加算されます。
- ・ 運賃・料金算出時間は30分未満切り捨て、30分以上は1時間に切り上げます。
- ・ 走行キロは合計距離の10km未満を10kmに切り上げます。

3. 交替運転者配置料金

・ 法令により交替運転手の配置が義務付けられている場合等に適用されます。

貸切バスご利用の際は、ぜひ安全・安心な協会加盟会社をご利用下さい

公益社団法人 広島県バス協会

〒732-0056

広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル2階

TEL 082-261-3238 FAX 082-261-1743

協会加盟貸切バス会社はこちらを御覧下さい

<http://www.bus-kyo.or.jp/>

～協会加盟会社のバス～
バスの側面に貼っているNBAステッカー
が目印です。

